

## まちづくり推進団体認定審査会設置細則

平成 10 年 1 月 12 日

### (目的)

第1条 大阪市まちづくり活動支援制度運用要領第4条第2項に基づき、市長がまちづくり推進団体を認定する（認定の取消しを含む。）にあたり、その活動の目的・内容等が「大阪市まちづくり活動支援制度要綱」の目的及び認定基準のうえから、正当かつ適正かどうかについて審査を行うことを目的とする。

### (組織)

第2条 認定審査会は、座長及び委員で組織する。

- 2 座長は、計画調整局計画部長とする。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 認定を受けようとする団体の認定申請を受け付けた区長は、当審査会において意見を述べることができる。

### (会議)

第3条 認定審査会は、座長が必要と認める場合に、その都度招集する。

- 2 認定審査会は、座長及び委員の過半数の出席により成立する。
- 3 認定審査会の議決は、出席した座長及び委員の過半数で決定し、可否同数のときは座長が決する。
- 4 座長が必要と認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### (庶務)

第4条 認定審査会の庶務は、計画調整局計画部において処理する。

### (施行の細目)

第5条 この細則の施行について必要な事項は、座長が定める。

### 附 則

この細則は、平成 10 年 1 月 12 日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成 16 年 6 月 23 日から施行する

**附 則**

この細則は、平成 17 年 8 月 24 日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成 18 年 8 月 8 日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

**附則**

この細則は、平成 21 年 4 月 9 日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**

この細則は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

**附 則**

この細則は、令和 4 年 4 月 25 日から施行する。

別表

座長が指名する区の副区長
経済戦略局産業振興部長
市民局区政支援室区政支援担当部長
福祉局生活福祉部長
環境局事業部長
都市整備局企画部長
建設局管財担当部長
建設局企画部長
建設局道路河川部長
建設局公園緑化部長